

日齢規制に係る動物愛護管理法の条文

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）（抜粋）

（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）

第 22 条の 5 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）

は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後 56 日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

附 則（平成 24 年 9 月 5 日法律第 79 号）抄

第 7 条 施行日から起算して 3 年を経過する日までの間は、新法第 22 条の 5 中「56 日」とあるのは、「45 日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日までの間は、新法第 22 条の 5 中「56 日」とあるのは、「49 日」と読み替えるものとする。

3 前項の別に法律で定める日については、犬猫等販売業者（新法第 14 条第 3 項に規定する犬猫等販売業者をいう。以下この項において同じ。）の業務の実態、マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着の度合い及び犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況、犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等を勘案してこの法律の施行後 5 年以内に検討するものとし、その結果に基づき、速やかに定めるものとする。

（検討）

第 15 条 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。